

大学生協小額決済(キャンパスペイ)利用規約

第1条(定義)

「キャンパスペイ機能」とは、IC学生証および身分証明書に搭載された非接触ICチップを用いて行う決済のことをいいます。

第2条(利用方法)

1. 本利用規約は、名古屋工業大学生協(以下「名工大生協」という)が定めるものです。
2. 名工大生協は、指定する提携クレジットカード会社(以下「カード会社」という)の発行する「指定クレジットカードを保有する組合員」(以下「会員」という)に対し、第3条で定めるキャンパスペイ機能の利用を許容します。
3. 名工大生協は、国立大学法人名古屋工業大学(以下「名工大」という)が発行する「IC学生証・身分証明書」にキャンパスペイ機能を付加したものを使用して第3条に定めるキャンパスペイを実施します。
4. 会員は、キャンパスペイ機能を利用するためには「キャンパスペイ利用登録申込書」にて登録手続きをしなければなりません。
5. 会員は、キャンパスペイ機能を無料で利用することができます。
6. 会員は、キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を善良な管理者の注意をもって、管理するものとし、本人以外の第三者にキャンパスペイ機能を利用させてはなりません。
7. 会員は、キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」に組み込まれている半導体集積回路(ICチップ)の破損、分解や格納された情報の解析、複製、改ざん、漏洩を行ってはなりません。
8. 会員は、キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を会員本人以外に貸与、譲渡、担保提供等や前7項に違反したことによりキャンパスペイ機能が第三者に不正利用された場合にも会員本人が支払責任を負うものとします。

第3条(キャンパスペイ機能による利用と支払方法)

1. 会員はキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を提示し所定の手続きにより、名工大生協にて商品または権利の購入、あるいは役務の提供等を受けること(以下「キャンパスペイ利用」という)ができます。
2. 名工大生協は、キャンパスペイ利用の提供、停止、その他キャンパスペイ機能に係わる必要なデータ処理業務をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という)と生活協同組合連合会大学生協東海事業連合(以下「事業連合」という)に委託します。
3. 会員は「キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」の学生番号(受験番号)・職員番号、有効期限、「キャンパスペイ利用登録申込書」および入会後の届出書などに記載した事項が、名工大生協、NTTコム、事業連合に提供され、NTTコムと事業連合が第2条に定めるデータ処理業務に必要な範囲で使用することに同意します。また、会員はキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」の紛失、盗難および保有資格喪失に関する事実が名工大生協から三井住友カード、NTTコム、事業連合へ通知されることに同意します。
4. 名工大生協は、1ヶ月(1ヶ月の起算時刻と終了時刻は名工大生協が定める)のキャンパスペイの個別明細を「キャンパスペイ利用分として」会社に報告し、カード会社は指定クレジットカード会員規約に従い会員に請求します。
5. キャンパスペイ利用の代金支払いは、指定クレジットカード会員規約に定める1回払いとします。
6. キャンパスペイ利用の内訳はカード会社が会員へ請求するクレジット利用明細および会員本人の申請により大学生協にて確認することができます。

第4条(キャンパスペイ利用可能枠)

1. キャンパスペイ利用は、1回の利用金額を3千円以内とし、1ヶ月の利用可能枠を原則3万円とします。

2. キャンパスペイの利用可能枠は、毎月1日から同月末までの、会員のキャンパスペイ利用の代金を未決済残高として管理します。会員がこのキャンパスペイ利用可能枠を超えてキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を利用した場合も、会員はその支払いの責務を負うものとします。

第5条(キャンパスペイ利用停止等)

1. キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」は記載の有効期日の 16 日前(以下「キャンパスペイ有効期日」という)にキャンパスペイ利用は停止します。
2. 会員はキャンパスペイ有効期日以前にキャンパスペイ利用を停止したい場合は「キャンパスペイ利用停止申込書」にて手続きする(以下「停止手続き」という)ことができます。
3. 会員はキャンパスペイ有効期日以前にキャンパスペイ保有資格を失った場合は、速やかに停止手続きをしなければなりません。
4. 会員はクレジットカードを脱会するときは、速やかに停止手続きをしなければなりません。
5. 会員は本規約に違反した場合、キャンパスペイ利用の状況が適切でないと名工大生協が認めた場合、指定クレジットカードの会員資格を喪失した場合、その他名工大生協が利用停止を必要とした場合、名工大生協は会員に通知することなく一部会員もしくは全てのキャンパスペイ利用停止の措置をすることができます。

第6条(キャンパスペイ利用更新等)

キャンパスペイ有効期日以降も引き続きキャンパスペイを利用したい場合は、「キャンパスペイ利用更新申込書」にて手続きすることができます。

第7条(キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」の紛失、盗難)

1. 会員はキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を紛失し、もしくは盗難にあった場合は、名工大生協、およびカード会社に速やかに所定の手続きにより届けるとともに、必要により最寄りの警察署に届出るものとします。
2. 会員はキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」を紛失し、もしくは盗難にあった場合は、決済用に登録されたクレジットカードも紛失、盗難の扱いをするものとします。また、キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」の紛失、盗難の場合で第三者によりキャンパスペイ機能が不正使用された場合の会員の責任は、カード会社「クレジットカード会員約款の会員保障制度」を適用するものとします。

第8条(キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」の再発行)

1. 会員は、キャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」が毀損もしくは変形した場合は、名工大生協に速やかに届出するものとします。
2. 再発行によりキャンパスペイ機能を利用する場合は、新規に「キャンパスペイ入会申込書」にて登録申込は必要になり、名工大生協が認めた場合に限り、再発行されたキャンパスペイ機能を付加した「IC学生証・身分証明書」でキャンパスペイ機能を利用することができます。

第9条

(本規約の改定)

本規約が改定され、その改定が会員に通知された後に、会員がキャンパスペイ機能を利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。